

長野県地方税滞納整理機構公印規程

平成23年1月4日
長野県地方税滞納整理機構訓令第2号

改正 令和4年5月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県地方税滞納整理機構の公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めるものとする。

(公印の管守者)

第2条 別表の左欄の公印の管守者は、同表の中欄のとおりとする。

2 管守者は、公印の管守の責めに任じなければならない。

(公印の寸法及びひな形)

第3条 別表の左欄の公印の寸法及びひな形は、同表の右欄のとおりとする。

(公印台帳)

第4条 管守者は、公印を新調し若しくは改刻したとき、又は使用しなくなったときは、公印台帳(別記様式)に所定の事項を登載しておかなければならない。

(広域連合長印の公告)

第5条 広域連合長印(広域連合長職務代理者印を含む。以下第8条において同じ。)を新調し又は改刻したときは、その印影を公告するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、管守者に当該原議及び施行文書を示し、承認を受けてから押印しなければならない。

(公印事故届)

第7条 管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があつたときは、直ちにその旨を事務局長に報告し、指示を受けなければならない。

(保存)

第8条 管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を次により保存しなければならない。

(1) 広域連合長印 永年

(2) 前号以外の公印 10年


(印影の印刷等)

第9条 定例的かつ定型的な文書等で多数印刷する文書等のうち、公印を押印すべきものについて、あらかじめ事務局長の承認を受けて、その公印の印影を当該文書等に印刷すること(電子計算組織の印字装置による打出しを含む。以下この条において同

じ。)により、第6条の規定による公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷するときは、管守者の承認を受け、当該公印の印影を縮小し、又は拡大して印刷することができる。
- 3 第1項の規定による処理をする場合においては、公印の印影を印刷した文書の使用状況を明らかにし、保管を厳重にしなければならない。又、電子計算組織に記録した公印の印影について適正に管理しなければならない。
- 4 公印の印影を印刷した後は、印刷に使用した印影を直ちに廃棄するものとする。又、電子計算機に記録した印影を使用しなくなったときは、速やかに管守者に届け出て、当該公印の印影を消去しなければならない。

(別表) (第2条、第3条関係)

公 印	管 守 者	寸法及びひな形	
		(寸法の単位は、ミリメートル。 字体はてん書)	
広域連合長印	総務課長	方24	長野県地方 税滞納整理 機構広域 連合長印
広域連合長印 (徴税吏員証用)	総務課長	方15	長野県地方 税滞納整理 機構広域 連合長印
広域連合長職務 代理者印	総務課長	方20	長野県地方税 滞納整理機構 広域連合長職 務代理者印
会計管理者印	出納員	方20	長野県地方 税滞納整理 機構会計 管理者印
事務局長印	総務課長	方20	長野県地方 税滞納整理 機構事務 局長印
現金取扱員印	出納員	方20	長野県地方 税滞納整理 機構現金 取扱員印
現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径20	

(別記様式) (第4条関係)

公 印 台 帳

公印の名称		用 途	
管 守 者		寸 法	方 mm
届出年月日		印 材	
使用年月日		使用廃止年月	
印 影		摘 要	